

平成31年（ネ）第202号請求異議控訴事件についての要望書

東京高等裁判所第4民事部 管野雅之裁判長 御中

私は1963年第二国際空港建設綾部運輸大臣答申案が発表されて以来、浦安沖、木更津沖、霞ヶ浦 八街町、富里村、そして成田市三里塚まで現地の農民と生活を共にして生存権を守るために57年間活動してきました。現在、成田空港拡張問題が起きて私は立ち退くか、生涯騒音地獄の中で暮らし続けるかの立場にたたされました。農業者にとって立ち退き移転するとゆうことは生きることの断絶であり、農業者が土地と分離させられることは生木を引き裂かれる死ぬほどの苦痛をうけることであります。私は市東孝雄さんと同じ立場に立たされたのですけれど、財産権、職業権、居住権、法の平等 平和で安全に暮らす権利等憲法に保障されている生存の基本権が守られるよう英明なご判断を切にお願い申しあげます。

佐藤総理大臣の「三里塚に成田空港建設位置決定」「問答無用、聞く耳持たぬ」の独裁的権力の発動から私たち農民の悲劇は始まりました。「国策に反対する農民は国賊である」「反対するお前らは日本人ではない日本から出て行け」「反対するお前らを殺してやる」までいわれ、機動隊、測量隊、代執行作業員等あらゆる迫害、弾圧、負傷、逮捕、投獄を受けてきました。井戸に石油ストーブを投げ込まれたこともありました。炊飯器のご飯の中に小便もかけられました。代執行をうけ家屋敷、土地すべてを奪われたこともありました。国家権力が暴走し狂暴化し悪魔したときに三権分立の司法が人類の英知として人間にたいする正義を立証しなければならないと思います。立ち退きを迫られている私と市東孝雄さんの人権が法の正義の名において守られるよう心からお願い申しあげます。

「耕すも者に土地を」これは農民ばかりでなく人類の悲願であります。「なぜならば「耕すものに土地を」が社会制度として守られ実現しなければ人類の飢えからの解放は実現しないからです。日本の戦前の地主制度下の小作農民の悲劇的貧しい生活、太平洋戦争の大悲劇の歴史の中から「耕す者に土地を」の自作農経営が日本でも生まれました。農地法は「耕す者に土地を」の諸権利を守るために制定されました。地主は小作人の同意がなければ第三者に小作地を譲渡できないことになっています。地主藤崎は小作人市東孝雄さんの同意なく空港公団に小作地を売り渡し、何年にわたってそれを秘密にしてきました。明らかに地主藤崎も空港公団も農地法違反行為です。「耕す人に土地を」農地法の番人である成田市農業委員会、千葉県農業委員会はこの違法行為を是としました。農地法の歴史的重みを顧みてこの違反行為にたいして断罪をしていただきたいとおもいま

す。

三里塚シンポジウムで政府は謝罪しました。空港会社の社長であつた黒野氏も東峰集落の住民に文書で謝罪しました。社会党の村山総理も三里塚の農民に謝罪しました。三里塚の農民小泉よねに対する強制代執行について千葉県知事も和解調書の中で謝罪しました。謝罪もし今後、空港会社は強制的手段はとらないと言明しました。謝罪はその場のがれ、その場しのぎの口弁であつてはならないとおもいます。約束には責任と守る義務があります。この責任と義務が法によつて立証され保証されるよう心から切望しています。私や市東孝雄さんの農業経営が継続できるよう権利を守ってほしいと願っています。

戦後の食糧危機の中で山口裁判官が餓死しました。このようなことが日本の裁判史上に再び起こらないように私たち農民は生産に努力し責任を持たなくてはならないことを深く自覚しています。日本の食糧自給率は40%です。日本は飢餓の国です。世界の人口70億人の半分の人たちが食糧不足で飢餓に襲われています。何よりも農業資源と環境保全には力を注がねばならないと思います。農業とゆう生業は、他の職業と違って田畑で命あるものを育て、私たちが育てた命ある作物を食べて人は命を養い維持しています。食糧がなければ人間は一日だって生きてゆくことはできません。人間は毎日農民が育て作りあげた命を沢山食べて生きています。農業経営とは直接人間の命を守る行為です。人間の尊厳を守る行為です。ですから農業環境保護保全、食の安心、安全に私たちは特別に努力をはらっています。私や市東孝雄さんの社会的責任を果たす農業生産行為が法に守られるよう切に要望いたします。

2020年12月10日

氏名

住所

職業

生年月日

千葉県香取郡多古町牛尾327番地

農業

1934年5月5日

加瀬

